

藤沢市議会委員会条例の一部改正について
藤沢市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

平成25年2月18日提出

議会議員	宮戸	光
同	竹村	雅夫
同	柳沢	潤次
同	井上	裕介
同	山口	幸雄
同	大矢	徹
同	東木	久代
同	武藤	正人

藤沢市議会委員会条例の一部を改正する条例

藤沢市議会委員会条例（平成15年藤沢市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第109条の2第1項」を削る。

第2条の見出し中「常任委員会」を「常任委員の所属，常任委員会」に改め，同条中第2項を第3項とし，第1項を第2項とし，同条に第1項として次の1項を加える。

議員は，少なくとも一の常任委員となるものとする。

第5条の見出し中「設置」を「設置等」に改め，同条に次の1項を加える。

3 特別委員は，特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第6条第1項中「は，議長が」を「の選任は，議長が」に改め，同条中第3項を第4項とし，第2項を第3項とし，第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は，委員の選任事由が生じたときは，速やかに選任する。

第57条第3項中「片寄らないように」を「偏らないように」に改める。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地方自治法の改正に伴い、委員の選任方法等の規定を追加するため、所要の改正をする必要による。